

議案第 3 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白井市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 白井市国民健康保険条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

(白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「被保険者証等及び」を削る。

- (1) 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和49年条例第9号)第5条第3項
- (2) 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第11号)第7条第3項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第3号資料

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(第1条関係) 白井市国民健康保険条例(昭和34年条例第1号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
<p>第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</p> <p>_____場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>
(略)	(略)

(第2条第1号関係) 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和49年条例第9号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(助成の申請及び受給券の交付等)	(助成の申請及び受給券の交付等)
<p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により受給券の交付を受けた受給権者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等の医療機関のうち千葉県と重度心身障害者に係る医療費の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「契約医療機関」という。)において医療の給付を受けるときは、_____受給券を提示するものとする。</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により受給券の交付を受けた受給権者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等の医療機関のうち千葉県と重度心身障害者に係る医療費の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「契約医療機関」という。)において医療の給付を受けるときは、<u>被保険者証等及び</u>受給券を提示するものとする。</p>
(略)	(略)

(第2条第2号関係) 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第11号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(助成の申請及び受給券の交付等)	(助成の申請及び受給券の交付等)
<p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により受給券の交付を受けたひとり親等は、病院等のうち千葉県とひとり親家庭等医療費等助成の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「契約医療機関」という。)において医療の給付を受けるときは、_____受給券を提示するものとする。</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により受給券の交付を受けたひとり親等は、病院等のうち千葉県とひとり親家庭等医療費等助成の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者(以下「契約医療機関」という。)において医療の給付を受けるときは、<u>被保険者証等及び</u>受給券を提示するものとする。</p>
(略)	(略)